

平成 26 年 5 月 9 日

製品含有化学物質管理ガイドの活用をお願い

一般社団法人 産業環境管理協会 技術参与
一般社団法人 東京都中小企業診断士協会 副会長
一般社団法人 東京環境経営研究所 理事長
松浦 徹也

経済産業省平成 25 年度化学物質安全対策（中小企業における製品含有化学物質の情報伝達の効率化に関する調査）事業では、中小企業支援組織の皆様には格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

お蔭様で調査事業として、埼玉県、東京都、愛知県、京都府、大阪府及び福岡県地区の合計 74 社の企業訪問を実施できました。同時に、企業訪問のなかで、製品含有化学物質の情報管理の進め方についても、ヒアリングを行い 4 種類の階層別「製品含有化学物質管理ガイド」としてまとめることができました。

「事業報告書」及び「製品含有化学物質管理ガイド」は下記で公開されています。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/reports.html

調査結果などは「事業報告書」で報告書にまとめられていますが、川中の中小企業が製品含有化学物質の情報管理に苦慮していることが課題となっております。

サプライチェーン全体を俯瞰したときに、各所でムリ、ムダな取り組みが行われており、結果としてムダなコストを発生させています。

また、経済産業省が設置した化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会の「製品含有化学物質の情報伝達スキームの在り方について」（平成 26 年 3 月 19 日）の「【V 運用支援】 2. 中小企業への普及・支援策」で、次を課題としてまとめています。

- ①現場への指導員の派遣、研修や能力認定、経営者への普及啓発等を検討する。
- ②小規模・零細事業者や指定部材を加工する下請事業者等に係る情報伝達の在り方、また、一定の能力を有する者による入力代行等の仕組みの是非についても検討する。
- ③支援対象となる中小企業は多数に上ることから、新スキームの運営組織が直接実施する研修・教材作成などのほか、業界団体・中小企業団体等を通じた支援の仕組みも検討課題となる。

製品含有化学物質管理はこれまで大手の川下の輸出企業の問題でしたが、アジア展開に関する研究会の課題にもありますように、川中の中小企業にも対応が迫られています。川中の中小企業を支援するには、地域の中小企業支援組織が担い手になることとなります。地域の中小企業支援組織が企業支援をするうえでは、標準的なツールがまとめられます。川上、川中、川下企業がフェーズを合わせた対応がするためのガイドとして、「製品含有化学物質管理ガイド」がまとめられました。

地域中小企業支援組織の皆様はこのガイドの活用をお願いするものです。

製品含有化学物質管理ガイドの構成

「製品含有化学物質管理ガイド」は階層別に4種類作成されています。

- ①企業担当者向けガイド
- ②企業の化学物質管理協力者（支援担当者）向けガイド
- ③中小企業診断士等専門家向けガイド
- ④副読本（CEマーキング 技術文書作成の手引き）

4種類のガイドの位置づけを図で説明します。



川下企業（顧客）から購入資材の RoHS 指令対応（製品含有化学物質の非含有保証）が要求されます。川下企業は川中企業の非含有保証書（状況により地域支援機関が記入代行）の信頼性の担保を海外法令を基準にして要求します。

川中企業は信頼性の担保のために、EN50581（EU 標準）や JIS Z 7201 に基づく管理体制を構築しなくてはなりません。この仕組みのガイドが①となります。

記入代行（記帳支援）、川中企業の相談対応や管理体制を構築支援するための基礎知識をまとめたのが②となります。海外法令の要求内容は改正されますし、川中企業の相談内容も多岐にわたります。高度な内容は外部専門家の支援を受けることができるようにしなくてはなりません。

高度な専門家は 47 都道府県に配員されていることが求められます。高度な専門家に求められる最低限の情報をまとめたのが③です。

④は地域の中小企業で直接 EU に輸出している場合があります。この時の支援ガイドになります。